

男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年男鹿市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前									
別表第6 昇格時号給対応表（第21条関係） 行政職給料表(1)昇格時号給対応表（略） 医療職給料表(1)昇格時号給対応表				別表第6 昇格時号給対応表（第21条関係） 行政職給料表(1)昇格時号給対応表（略） 医療職給料表(1)昇格時号給対応表									
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給		昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給							
		2級	3級	4級			2級	3級	4級				
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)					
46		<u>25</u>			46		<u>26</u>						
47		<u>26</u>			47		<u>27</u>						
48		<u>26</u>			48		<u>28</u>						
49		<u>27</u>			49		<u>28</u>						
50		<u>27</u>			50		<u>28</u>						
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)					
52		<u>28</u>			52		<u>29</u>						
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)					
56		<u>29</u>			56		<u>30</u>						
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)					
60		<u>30</u>			60		<u>31</u>						
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)					
64		<u>31</u>			64		<u>32</u>						
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)					
医療職給料表(2)昇格時号給対応表				医療職給料表(2)昇格時号給対応表									
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給		昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給							
		2級	3級	4級	5級	6級			2級	3級	4級	5級	6級
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
71		<u>41</u>					71		<u>42</u>				
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
73		<u>42</u>					73		<u>43</u>				
74		<u>42</u>					74		<u>43</u>				
75		<u>43</u>					75		<u>44</u>				
76		<u>43</u>					76		<u>44</u>				

改正後			改正前		
77	<u>43</u>		77	<u>45</u>	
78	<u>44</u>		78	<u>45</u>	
79	<u>44</u>		79	<u>45</u>	
80	<u>44</u>		80	<u>46</u>	
81	<u>45</u>		81	<u>46</u>	
82	<u>45</u>		82	<u>46</u>	
83	<u>46</u>		83	<u>47</u>	
84	<u>46</u>		84	<u>47</u>	
(略)			(略)		
医療職給料表(3)昇格時号給対応表 (略)			医療職給料表(3)昇格時号給対応表 (略)		
教育職給料表 昇格時号給対応表			教育職給料表 昇格時号給対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級	4級	2級	3級
(略)	(略)		(略)	(略)	
59	<u>45</u>		59	<u>46</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
61	<u>46</u>		61	<u>47</u>	
62	<u>46</u>		62	<u>47</u>	
63	<u>47</u>		63	<u>48</u>	
64	<u>47</u>		64	<u>48</u>	
65	<u>47</u>		65	<u>49</u>	
66	<u>48</u>		66	<u>49</u>	
67	<u>48</u>		67	<u>50</u>	
68	<u>48</u>		68	<u>50</u>	
69	<u>49</u>		69	<u>51</u>	
70	<u>50</u>		70	<u>51</u>	
71	<u>51</u>		71	<u>52</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
91	<u>61</u>		91	<u>62</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
93	<u>62</u>		93	<u>63</u>	
94	<u>62</u>		94	<u>63</u>	
95	<u>63</u>		95	<u>64</u>	
96	<u>63</u>		96	<u>64</u>	
97	<u>63</u>		97	<u>65</u>	
98	<u>64</u>		98	<u>65</u>	
99	<u>64</u>		99	<u>65</u>	
100	<u>64</u>		100	<u>65</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
104	<u>65</u>		104	<u>66</u>	

改正後			改正前				
105	<u>65</u>		105	<u>66</u>			
106	<u>65</u>		106	<u>66</u>			
107	<u>65</u>		107	<u>66</u>			
(略)			(略)				
111	<u>66</u>		111	<u>67</u>			
112	<u>66</u>		112	<u>67</u>			
113	<u>66</u>		113	<u>67</u>			
114	<u>66</u>		114	<u>67</u>			
(略)			(略)				
118	<u>67</u>		118	<u>68</u>			
119	<u>67</u>		119	<u>68</u>			
120	<u>67</u>		120	<u>68</u>			
121	<u>67</u>		121	<u>68</u>			
(略)			(略)				
125	<u>68</u>		125	<u>69</u>			
(略)			(略)				
備考 (略)			備考 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(男鹿市職員服務規則等の一部を改正する規則の一部改正)
 第2条 男鹿市職員服務規則等の一部を改正する規則(令和4年男鹿市規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
(男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)				(男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)					
第4条 男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年男鹿市規則第34号)の一部を次のように改正する。				第4条 男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年男鹿市規則第34号)の一部を次のように改正する。					
改正後		改正前		改正後		改正前			
(略)				(略)					
別表第6の次に、次の1表を加える。				別表第6の次に、次の1表を加える。					
別表第6の2 降格時号給対応表(第22条の2関係)				別表第6の2 降格時号給対応表(第22条の2関係)					
行政職給料表(1)降格時号給対応表(略)				行政職給料表(1)降格時号給対応表(略)					
医療職給料表(1)降格時号給対応表				医療職給料表(1)降格時号給対応表					
降格した日の前日に受けていた号給		降格後の号給		降格した日の前日に受けていた号給		降格後の号給			
		1級	2級	3級			1級	2級	3級

改正後					改正前						
(略)		(略)			(略)		(略)				
25	<u>46</u>				25	<u>45</u>					
26	<u>48</u>				26	<u>46</u>					
27	<u>50</u>				27	<u>47</u>					
28	<u>52</u>				28	<u>51</u>					
29	<u>56</u>				29	<u>55</u>					
30	<u>60</u>				30	<u>59</u>					
31	<u>64</u>				31	<u>63</u>					
(略)					(略)						
医療職給料表(2)降格時号給対応表					医療職給料表(2)降格時号給対応表						
降格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					降格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
(略)		(略)			(略)		(略)				
41	<u>71</u>				41	<u>70</u>					
42	<u>74</u>				42	<u>72</u>					
43	<u>77</u>				43	<u>74</u>					
44	<u>80</u>				44	<u>76</u>					
45	<u>82</u>				45	<u>79</u>					
46	<u>84</u>				46	<u>82</u>					
(略)					(略)						
医療職給料表(3)降格時号給対応表 (略)					医療職給料表(3)降格時号給対応表 (略)						
教育職給料表 降格時号給対応表 (略)					教育職給料表 降格時号給対応表 (略)						
備考 (略)					備考 (略)						
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。											

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第6の規定は、令和4年4月1日から適用する。